第五十五条の十の次に次の一条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき会員商品取引所の理事長等）

第五十五条の十一　法第百三十一条の七において読み替えて準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第百三十一条の三第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った会員商品取引所の理事長又は理事

二　出資の履行の仮装が会員総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該会員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した会員商品取引所の理事長又は理事

ロ　イの議案の提案の決定に同意した会員商品取引所の理事長又は理事

第五十八条第四号及び第五十九条第五号中「第百四十四条第五項」を「第百四十四条第六項」に改める。

第五十九条の二第五号中「第百四十四条の二第三項」を「第百四十四条の二第四項」に改める。

第五十九条の三中「第百四十四条の二第四項」を「第百四十四条の二第五項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百四十四条第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百四十四条第六項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

三　吸収合併存続会員商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百四十四条の二第三項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百四十四条の二第四項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

第五十九条の六第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第百四十四条の三第五項」を「第百四十四条の三第六項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第百四十四条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

第五十九条の八第五号中「第百四十四条の十一第一項」を「第百四十四条の十一第一項」に改める。

第五十九条の十二中「第百四十四条の十第二項第三号」を「第百四十四条の十一第二項第三号」に改め、同条第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。

第五十九条の十三中「第百四十四条の十一第一項」を「第百四十四条の十二第一項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百四十四条第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百四十四条第六項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

三　吸収合併存続株式会社商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百四十四条の九の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百四十四条の十（同条第三項については、会社法第七百九十七条第五項から第九項までを準用する部分に限る。）及び第百四十四条の十一第一項から第五項までの規定による手続の経過

第五十九条の十四各号列記以外の部分中「第百四十四条の十二第一項」を「第百四十四条の十三第一項」に改め、同条第三号ハ、第五号イ及び第七号中「第百四十四条の十三第一項各号」を「第百四十四条の十三第一項各号」に改める。

第五十九条の十五中「第百四十四条の十九第一項」を「第百四十四条の二十一第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　新設合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百四十四条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百四十四条の三第六項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

第五十九条の十五第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　新設合併消滅株式会社商品取引所における次に掲げる事項

イ　法第百四十四条の十六の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百四十四条の十七第一項及び第二項（会社法第八百六条第五項から第九項までを準用する部分に限る。）並びに第百四十四条の十八第一項及び第二項（会社法第八百八条第五項から第十項までを準用する部分に限る。）並びに第百四十四条の十九において準用する法第百四十四条の十一第一項から第五項までの規定による手続の経過

第五十九条の十六中「第百四十四条の十九第二項」を「第百四十四条の二十一第二項」に、「第百四十四条の十二第一項」を「第百四十四条の十三第一項」に改める。

第六十条第四号中「第百四十四条の十三第一項」を「第百四十四条の十四第一項」に改め、同条第六号中「第百四十四条第五項、第百四十四条の二第三項及び第百四十四条の三第五項」を「第百四十四条第六項、第百四十四条の二第四項及び第百四十四条の三第六項」に、「第百四十四条の十一第二項」を「第百四十四条の十七」に、「第百四十四条の十第三項」を「第百四十四条の十一第三項」に改める。

様式第十一号4.㈤中「監査役監査報告書及び」を「監査役監査報告書（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会監査報告書、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会監査報告書）及び」に改める。

（商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五項」を「第六項」に、「第百四十四条の十一第二項、第百四十四条の十九第二項」を「第百四十四条の十二第二項、第百四十四条の十三第一項、第百四十四条の二十一第二項」に改める。

第八条及び第十条中「第百四十四条の二第六項」を「第百四十四条の二第七項」に、「第百四十四条の十一第三項、第百四十四条の十二第二項」を「第百四十四条の十二第三項、第百四十四条の十三第二項」に、「第百四十四条の十九第三項」を「第百四十四条の二十一第三項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

○経済産業省令第四十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項第三号を次のように改める。

三　次のいずれかに該当する水力発電設備であって、出力二十キロワット未満のもの

イ　最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの（ダムを伴うものを除く。）

ロ　特定の施設内に設置されるものであって別に告示するもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。